

# 相模原市感染症予防計画の概要

## 【計画策定の経緯等】

### 1 計画策定の根拠

令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)が改正され、これまで都道府県に義務付けられていた予防計画の策定が、保健所設置市等に義務付けられました。

このため、本市においても、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から保健所の体制の確保や検査の実施体制の整備を行い、次に来る市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、本計画を策定するものです。

< 法第10条第14項(令和6年4月1日施行) >

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

基本指針とは、国が策定した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」のことです。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とし、基本指針や神奈川県予防計画の変更等があった場合には、再検討を加え、必要な見直しを行います。

## 【各項目の主な記載内容】

### 第1 感染症対策の推進の基本的な方針

☞ 平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の推進を図ります。

☞ 情報の収集・分析、提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上、迅速かつ正確な検査体制及び医療提供体制の整備等の感染症対策の基盤整備を行います。

### 第2 感染症の発生の予防に関する事項

☞ 国や神奈川県(以下「県」という。)と連携を図り、具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価を行うとともに、日常的な対策については感染症発生動向調査を中心として実施します。

### 第3 感染症のまん延防止に関する事項

☞ 感染症のまん延防止対策の実施に当たり、患者等の人権を尊重し、迅速かつ的確に対応します。

☞ 市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより、感染症予防の推進を図ります。

### 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

☞ 国及び県との連携のもと調査及び研究を積極的に推進します。

### 第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

☞ 主な病原体について、検出が可能となるよう検査体制の整備に努めます。

☞ 収集した情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できる体制を整備します。

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

☞ 平時から医療機関と医療措置協定を締結する県と情報を共有するとともに、円滑な医療提供体制が構築できるよう広域的な調整についても連携を図ります。

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

☞ 平時から庁内の連携・役割分担等の整備を図るとともに訓練等の実施に努めます。

第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

☞ 数値目標の達成状況を含む本計画の実施状況等について進捗確認を行い、検証するとともに、県感染症対策協議会の構成員と共有し、関係機関等との連携の緊密化を図ります。

第9 宿泊施設の確保に関する事項

☞ 平時から宿泊施設と協定を締結する県と協議を行い、連携を図ります。

第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

☞ 医療機関、医師会や民間事業者と協力・連携し、外出自粛者の支援を行います。

第11 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項

☞ 感染症対策物資等の急速な利用に備え、個人防護具等の備蓄又は確保に努めます。

第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項

☞ 感染症に関する正しい知識の普及・啓発や患者等への差別や偏見の排除のため、必要な広報の実施に努めます。

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

☞ 感染症に関する研修に保健所の職員を積極的に派遣するとともに、職員への実践型訓練を含めた研修を定期的の実施します。

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

☞ 平時から感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の体制の確保に努めるとともに、感染症発生時にはその体制に迅速に切り替えられるようにします。

第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

☞ 感染症対応をする際、緊急対応が必要と認める場合にはあつては、国と緊密な連携を図るように努めます。

第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

☞ 施設内感染の防止、災害防疫、その他感染症の予防については、適切に対応できるよう努めます。

第17 特定の感染症への対応

☞ 結核、HIV・性感染症、麻しん、風しん、蚊・ダニ媒介感染症について、適切に対応できるように努めます。

## 【市が定める数値目標】

### ○衛生研究所の検査実施能力・検査機器保有数

項目	目標値	
	流行初期	流行初期以降
衛生研究所の検査実施能力	240件/日	240件/日
衛生研究所の検査機器保有数	4台	4台

上記の表は、本計画策定時点において想定する検査実施能力等を記載しています。新興感染症が発生した場合には必要に応じて、民間の検査機関を活用します。

### ○保健所職員等の研修・訓練回数

項目	目標値(年間)
保健所職員等に対する研修実施回数	1回以上

国、県等が実施する研修会へ参加した場合も含みます。

### ○保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

項目	目標値
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対する人員確保数	380人

人員確保数の算出は、国のガイドラインに基づいて、新型コロナウイルス感染症の第6波と同規模の感染拡大が起こった場合を想定しています。

項目	目標値
即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)	7人

IHEAT(アイヒート)とは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのことです。県のIHEATの活用実績を参考に算出しています。